

一般演題 2-1 高気圧酸素治療に於ける安全管理 その2

吉田泰行¹⁾ 中田瑛浩²⁾ 井出里香³⁾
佐藤幸宏⁴⁾ 星野隆久⁵⁾

- | | | |
|----|--------------|-------------|
| 1) | 千葉徳洲会病院 | 耳鼻咽喉科・健康管理課 |
| 2) | 威風会栗山中央病院 | 泌尿器科 |
| 3) | 東京都立 大塚病院 | 耳鼻咽喉科 |
| 4) | 財団法人 興和会右田病院 | |
| 5) | セントマーガレット病院 | 臨床工学科 |

高気圧酸素治療という異常環境に暴露する事は人体に治療効果のみならず有害でも有り安全面にも影響する。産業医学の現場で労働安全衛生上の管理を行う産業医としての演者は医療上の安全管理についても機会有る毎に発言を行ってきた。

事故は偶然の要素も有るが、ヒヤリ・ハットの様な事故まで至らない要因(インシデント)の積み重ねで起こる。即ち大事故の影にいくつかの小事故、小事故の影にさらに多くの事故に至らなかったヒヤリ・ハットが有ることはハインリッヒを始とする法則に示される。此れら法則に従って幅広くインシデントの事例を収集する必要があるが、報告者が躊躇する事が有ってはならない。何故ならばインシデントの報告は事業所の安全に積極的に寄与する事を意味し、褒賞の対象であっても処罰の対象では無いからである。更に航空業界の安全管理を見てみると、航空機事故の調査に当たっては将来同じ原因で起こるであろう事故を確実に予防する事のみを目的として行われ、責任の追及は含まれない。此れは国際条約、通称シカゴ条約と言われるICAO(国際民間航空機構)の基本条約に定められており(付則第13項)、我が国はもちろん政治体制の如何に関わらずほとんどの国に受け入れられている国際標準である。

日本国内での高気圧酸素治療の事故例を渉猟すると5例報告されている。4例は第一種装置、1例は第二種装置であるが、これら5例の事故は全て日本の法体系に基づき過失傷害致死容疑で警察の捜査を受けた。

ここで事故後の対応について考察する。「事故調査を行って原因の究明に努める」とよく言われるが此れ

には二種類有る、即ち責任の追及と将来の予防である。

『責任の追及』とは、誰が悪いかを突き止め罰則を取らせることによって抑止力として作用させる事である。即ち警察の捜査により法令違反があったかを明らかにし、容疑が固まれば起訴し司法の判断・判決を仰ぐ事になる。

一方『将来の予防』とは、何が悪いかを突き止め将来同じ原因で起こるであろう事故を完全に予防する事を目的とし、此れは関係者に真実を語らせる事が肝要である。具体的には警察・司法から独立した事故調査機関による調査と関係者に真実を語らしめる為の免責が必要である。更には事故調査機関による報告書の警察の捜査と検察側の証拠採用の禁止が担保される必要が有る。そして航空業界では此れらの事を謳ったシカゴ条約は航空事故調査の世界標準となっている。

全ての分野に於いて事故の起こり方には普遍性が有り、全ての安全管理にも共通性が有る。従って有る分野での安全管理は他の分野での安全管理にも有効であると考えられる。即ち航空業界で行われている、将来同じ原因で起こるであろう事故を完全に予防する事のみを目的とし免責を担保した事故の原因調査は高気圧治療を含む医療事故調査にも有効であり又すべきであると考えられる。